

外国送金と外貨両替のお客さまへお知らせとご確認のお願い

弊行は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)の防止態勢を強化しています。

今回のお取引が「外国為替及び外国貿易法」(いわゆる外為法)ならびに関係法令等で禁止されている内容に該当しないことを確認させていただいております。

マネロン・テロ資金供与の防止態勢強化に向けたお客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご確認いただく事項について

- (1) 現金(または送金前一週間以内の入金・振込)の受付について
 当行は、現金(および送金前一週間以内の入金・振込)を送金原資とする外国送金の受付を、**原則お断りさせていただきます。**
- (2) 送金できない国
 当行は、**イラン・北朝鮮への外国送金をお断りさせていただきます。**
- (3) 送金について、事前審査が必要な国および地域

対象の国と地域			
アジア	フィリピン、ミャンマー、ベトナム 中国東北三省(吉林省:JILIN、遼寧省:LIAONING、黒竜江省:HEILONGJIANG)	アフリカ	アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、ギニアビザウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、リビア
中東	イエメン、イラク、シリア、レバノン		
中南米	キューバ、ハイチ、ベネズエラ		
欧州	ウクライナ、クロアチア、ブルガリア、ベラルーシ、モナコ、ロシア		

2. 関係法令等で禁止されている取引について

ご依頼の外国送金が、下記の規制等に該当しないことをご確認いただき、「外国送金依頼書」上の所定欄にチェック のご記入をお願いいたします。

①北朝鮮関連規制に係る取引(関係法令:外為法)

- A 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの
 - B 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
 - C 支払いの原則禁止
 - ・北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止(人道目的かつ10万円以下の場合除く)
 - ・北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体(※1)に対する支払いの原則禁止(当該法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む)
- (※1) 北朝鮮に主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有するものが占めている場合(いわゆる「50%ルール」)等

②北朝鮮・イラン関連の資金使途規制に係る取引(関係法令:外為法)

- A 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
- B 「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
- C イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等(対内直接投資等に該当するもののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式又は持分の譲渡を含む)。

③ロシア・ベラルーシ関連規制に係る取引

- A 証券の発行等の禁止措置
 - ・ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡
 - ・ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引
- B 技術提供・サービスの禁止措置
 - ・ロシア・ベラルーシの居住者に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供
 - ・ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供

- ・ロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供
 - ・ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約
 - ・ロシアの法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引
- C 対外直接投資に関する規制
- ・ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(居住者が他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための当該居住者による本邦から外国へ向けた支払を含む。)
 - ・ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている(※)法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資(居住者がロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている(※)法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、当該居住者による本邦から外国に向けた支払を含む。)
- (※)ロシアに主たる事務所を有する法人等が当該法人等の発行済株式総数の過半数以上を保有している場合や、役員の上半数以上をロシアに住所等を有するものが占めている場合(いわゆる「50%ルール」)等
- D ロシア産原油等の輸入等に係る措置
- ・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約
- E その他
- ・一部取引に係る支払等の規制が課されている特定の者等
 - ① 技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシの特定団体
 - ② 技術移転規制の対象として指定されたロシア・ベラルーシ以外の特定団体
 - ③ 証券の発行等の規制の対象として指定されたロシアの政府等・ロシアの特定銀行
 - ・告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等
 - ① ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)

④「米国 OFAC 規制」に係る取引（関係法令：米国法規制、OFAC:米国財務省外国資産管理室）

- A お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、**北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)等**が含まれている取引 (*注)
- B 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等に関する取引
- C 米ドル建てではなくても、上記 A または B に該当し、かつ以下に該当するお取引
 米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引
- D その他、OFAC が二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等。
- (*注)「お取引の当事者」とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。「関係地」とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。
- ・お取引の受付後であっても OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、弊行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては当該お取引の中止を行うことがございます。
 - ・米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性があります。
 - ・OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。お客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置き下さい。
 - ・最新情報は、OFAC ホームページ（英文）をご参照ください。(https://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx)

⑤各国マネー・ローンダリング・テロ資金供与に係る取引（関係法令：各国法規制）

⑥輸入許可、承認、届出が必要な品目に関する外国送金（関係法令：外為法）

3. お取引内容に関するご確認について

当行は、ご送金目的等に関する確認資料のご提出をお願いしています。

なお、当行独自の判断により追加確認資料等のご提示、送金実行の保留、またはお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

①ご送金目的に応じ提出していただく資料（例）

送金目的	確認資料の一例
貿易代金	請求書（インボイス）、船荷証券（Bills of Lading）、パッキングリスト（梱包明細）等の船積書類
生活費、仕送り	受取人との関係性が確認できる資料
入院費用	請求書
自己口座への振替	口座保有者であることを確認できる資料（キャッシュカード等）
給与送金	受取人との雇用関係が確認できる資料
資産運用	投資契約が確認できる資料
保険料	保険契約が確認できる資料
学費	就学が確認できる資料（在学証明書等）
管理費	対象となる管理物件の内容について確認できる資料
顧問料	顧問契約が確認できる資料

②その他、確認させていただくことがある事項

ご来店理由、ご職業、資産状況、受取人との関係、今後のご送金予定、金額、ご依頼人が法人の場合、その法人を実質的に支配することが可能となる自然人等

以上